

# 経済産業省

## 1. 軽油価格への対応について

国民生活や経済活動を下支えする物流や公共交通が健全な事業活動を維持していく上で、軽油価格の安定は重要な要素である。軽油価格の高騰については、主に原油価格に連動したものであると思われるが、貴省の昨年の回答にあるとおり、その精製量に対する国内需要と海外輸出の関係など、原油価格の変動以外の要素もあると思われる。ついては、軽油価格の安定に向けて、関係各所と連携を図り、抜本的な対策を講じられたい。また、軽油価格形成の透明化に向けて、対策を講じられたい。なお、抜本的な対策が講じられるまでの間、自動車運送事業については、トリガー条項の凍結解除をもって対策を講じられたい。

### 【回答】

資源エネルギー庁では、全国 2,000 以上の S S に対する石油製品価格モニタリング調査等を実施しており、引き続き、市場の動向を注視していく。仮に競争制限的な行為に接した場合には、公正取引委員会と連携し、厳正に対処していく。

## 2. コスト増や社会的要請対応の適正な価格転嫁について

(1) 鉄道の運賃は総括原価方式が導入されているが、上限運賃の認可が必要であることから、近年の燃料費高騰や人件費の上昇、さらにはバリアフリー化や防犯対策、災害対策等の社会的要請に応えるためのコストの増加に臨機応変に対応することができず、事業者の経営上の足かせとなっている。2023 年 6 月には鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会が、収入原価算定要領について、将来投資に関する課題や賃金上昇に適切に対応する人件費の算定方法、経常的な経費の変動に適切に対応する算定方法等に関し、各種変動を考慮できるよう見直しの方向性を取りまとめているものの、適時適切な価格転嫁の実現には課題が残っている。ついては、航空機における燃油サーチャージ制度も参考に、コストの上昇や社会的要請に対して運賃・料金を柔軟に設定できる制度を設けられたい。

### 【回答】

中企庁における価格転嫁対策としては、年 2 回の「価格交渉促進月間」のアンケート調査に基づく発注側の企業名公表や、評価の芳しくない経営トップに対する指導・助言等を実施している。引き続き、330 名体制に強化した G メンのヒアリングも含めて、価格転嫁対策に取り組んでいく。

(2) 事業者にとって、エネルギー価格高騰によるコスト増は経営上の重荷となっており、財政支援措置が求められるところ、特別高圧電力量に対しては、2023年11月の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」の創設により支援が継続している。しかしながら、支援対象は自治体判断となることから画一的ではなく、鉄道事業者は事実上、国の負担軽減策の対象外となっている。については、鉄道事業者が支援対象となるよう必要な措置を講じられたい。

**【回答】**

特別高圧の電気料金に対する支援については、内閣府の「重点支援地方交付金」の中で、地方公共団体が主体となって支援を実施いただいているところである。その上で、秋に策定することを目指す経済対策の一環として、この「重点支援地方交付金」の拡充をきめ細かく講じていく旨、総理が表明をされていると承知している。電力をはじめエネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、中長期的には、エネルギーコストの上昇に強い経済構造への転換を進め、産業競争力の強化にも資するよう、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などエネルギー自給率の向上につながる脱炭素電源の活用も進めていく。

**3. 商品配送における「送料無料」表記について**

商品配送における「送料無料」表記については、政府が2023年6月に決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」の中で、「送料無料」表示を見直す方針が打ち出されたことを受け、消費者庁による「『送料無料』表示の見直しに関する意見交換会」が開催された。結果として、法制化等の対応は見送られることとなったが、各事業者に送料負担の仕組みを表示することや、「送料無料」表示をする理由を説明する等の対応を促すこととなり、消費者庁は、事業者の自主的な取り組み状況を注視することとなった。その結果、「送料無料」が原因でEC事業者から元請や下請の運送会社へ不当に安い料金が支払われているのであれば、早急に解決しなければならない課題であることから、EC事業者と元請や下請けの関係における不当な契約の点も注視した上で、実効性のある取り組みを要請されたい。

**【回答】** 所管外のため未回答

**4. 安全を蔑ろにする着荷主への対策について**

台風や大雪時などの自然災害による運行等において、発荷主との契約では延着することが了承されている場合にあっても、着荷主から取り卸し日や時間指定を厳守することを強硬に要求されることが多々あり、ドライバーはその対応に苦慮している。このように安全を蔑ろにし、自己の都合を優先させる着荷主に対し、トラック

Gメンと連携を図るなど、注意勧告や警告を与える制度を講じるよう、検討されたい。

**【回答】** 所管外のため未回答

## 5. 余暇・休暇制度について

経済産業省による「プレミアムフライデー」、観光庁による「ポジティブ・オフ」、厚生労働省による「仕事休もつ化計画」など、省庁毎に余暇・休暇の施策が存在することなどから各省庁の取り組みを一本化することを検討されたい。

また、旅行による地域経済の振興を図るため長期休暇の取得を促進する取り組みを講じられたい。

**【回答】** 所管外のため未回答